

墨田区人権啓発基本計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

令和4年3月

墨 田 区

人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現をめざして

平成12（2000）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、墨田区では、平成14（2002）年に「墨田区人権啓発基本計画」を策定し、人権が尊重される社会の実現をめざし、区民が心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

一方、人権問題の国内外の現状に目を向けると、様々な差別や偏見等はいまだに生じており、その内容も社会経済状況の変化を受けて、多様化・複雑化しています。最近では、令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、感染者やその家族、医療従事者などへの人権に関わるような不適切な扱いや誹謗中傷が問題となりました。

そうした中、昨年開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「多様性と調和」を掲げ、共生社会の実現をめざして、改めて「人権」について考え、一人ひとりが人権意識を持つことの重要性が発信されました。

このような状況を踏まえ、このたび「墨田区人権啓発基本計画」を改定しました。今回の改定では、前計画の基本的な考え方を継承しながらも、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)に基づき、多様性を認め合うまちづくりの実現に向け、SDGsの目標と関連付けながら、新たな課題への対応についても盛り込みました。

私たち一人ひとりが人権を尊重し、優しさと思いやりの心を大切に共に支え合うことのできる“すみだ”の実現をめざして、本計画の着実な推進を図っていきますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の改定にあたり、人権啓発基本計画改定検討委員会の委員の方々をはじめ、御協力をいただきましたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

墨田区長 山本 亨

目次

第1章 計画改定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 基本理念	5
3 基本目標と施策展開の考え方	5
4 体系図	8
5 計画の位置づけ	9
6 計画の期間	10
7 計画策定の背景	10
8 墨田区の人権をめぐる現状と課題	12
第2章 人権問題の現状・課題・施策	15
1 女性の人権問題	15
2 子どもの人権問題	19
3 高齢者の人権問題	23
4 障害のある人の人権問題	27
5 部落差別（同和問題）	31
6 外国人の人権問題	34
7 感染症に関する人権問題	37
8 犯罪被害者やその家族の人権問題	40

9 インターネット上の人権問題	42
10 災害の発生に伴う人権問題	45
11 性的指向・性自認に関する人権問題	48
12 さまざまな人権問題	53
第3章 施策の進め方	59
1 人権啓発・人権教育	59
2 人権研修	60
3 相談・支援	60
4 連携・協働	61
5 推進体制	61
【参 考 資 料】	65
人権啓発基本計画改定までの経緯	65
墨田区人権に関する意識調査（令和元年8月実施）の概要	66
墨田区人権啓発基本計画（平成28年度～令和3年度）の各施策の評価	67
世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日第3回国際連合総会採択）	81
日本国憲法（昭和22年5月3日施行）	85
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）	88
墨田区女性と男性の共同参画基本条例	89